

公開シンポジウム風景



法学研究所長江藤教授あいさつ



講師の先生方



会場風景

木村晋介先生プロフィール

1945年 長崎県に生まれる

1970年 弁護士開業

木村晋介法律事務所所長

日本消費者生活アドバイザーコンサルタント協会理事

通産省割賦販売審議会専門委員

坂本弁護士一家救済のための懸賞金実行委員会委員長

主な著書 「二十歳の法律ガイド」有斐閣・共著

「六十歳の法律ガイド」有斐閣・共著

「キムラ弁護士が駆けてゆく」角川文庫

「巷にあふれるいい話」岩波書店

「八丈島のロックンロール」筑摩書房

「竹林からかぐや姫」筑摩書房

「消費者判例ガイド」有斐閣・共著（1994/2）

現在出演番組 フジテレビ「ザ・ウィーク」

フジテレビ「平成教育委員会」

TBSテレビ「ワイドウォッチャー」

テレビ朝日「TVジャック」など

1994年1月13日

大東文化大学シンポジウムレジュメ

弁護士 木村晋介

1. クレジットと法
 - 割賦販売法
 - 貸金業法

2. 等価交換の保障の側面
 - 情報の開示
 - クーリング・オフ
 - 抗弁の対抗 など

3. 多重債務の調整の側面
 - 債務の肥大化を抑えるシステム
 - イ 利息・損害賠償の制限
 - ロ 取立行為の規制
 - ハ 信用情報機関
 - 肥大した債務の調整
 - 破産・免責手続

4. 根本的解決をめざすには
 - 消費者生活
 - 早期警戒システム
 - 破産・免責制度の改善

(1) 1981年(昭和56年)～1991年(平成3年)の消費者信用市場の推移(※預貯金担保分を除く)(単位億円)

※(取扱高=予信額ベース)

	1991年(平成3年)	<シェア> (%)	<倍>	1981年(昭和56年)	<シェア>
(A) 販売信用	27兆6,502	<53.7>	← 2.3	12兆0,813	<65.4>
うち 個別割賦	15兆1,566	← 1.6		9兆2,898	
{ カード	12兆4,936	← 4.5			
{ 割賦	2兆2,539	← 1.9		1兆1,670	
{ 非割賦	10兆2,397	← 10.9		9,373	
(B) 消費者金融	23兆8,334	<46.3>	← 3.7	6兆3,858	<34.6>
うち { バンク	9兆8,719	← 5.0		1兆9,731	
{ ノンバンク	13兆9,615	← 3.2			
(うち専業)	4兆3,695	<8.5> (18.3)	← 1.5	(2兆8,239)	<15.3> (44.2)
消費者信用合計 = (A+B)	51兆4,836		← 2.8	18兆4,671	
参考 住宅ローン	19兆7,086 (前年比 △24.7%)		← 2.0	9兆8,701	
{ うち 民間	13兆3,345			6兆2,101	
{ 公的機関	6兆3,741				

(2) 消費者信用市場の推移(※預貯金担保分を除く)

※(残高ベース)

	1991年(平成3年)末	<シェア> (%)	<倍>	1981年(昭和56年)末	<シェア>
(A) 販売信用	15兆7,618	<29.7>	← 2.2	7兆3,138	<54.0>
うち 個別割賦	13兆3,869	← 2.1		6兆3,476	
{ カード	2兆3,749	← 2.5			
{ 割賦	1兆2,517	← 1.6		7,764	
{ 非割賦	1兆1,232	← 5.9		1,898	
(B) 消費者金融	37兆3,278		← 6.0	6兆2,249	
うち { バンク	30兆1,101	← 8.7		3兆4,764	
{ ノンバンク	7兆2,177	← 2.6			
(うち専業)	3兆3,435	<6.3> (9.0)	← 1.5	(2兆2,299)	<16.5> (35.8)
消費者信用合計 = (A+B)	53兆0,896	<70.3>	← 3.9	13兆5,387	
参考 住宅ローン	123兆6,937		← 2.5	50兆0,616	<46.0>
{ うち 民間	74兆5,309			33兆4,745	
{ 公的機関	49兆1,628				

一般経済の推移 (億円)

	1991年	< 倍 >	1981年
GNP (名目)	433兆9,846	← 1.8 →	256兆8,168
民間消費 (名目)	255兆3,411	← 1.7 →	149兆3,847
常用労働者資金	38万3,495円	← 1.4 →	27万9,096円
$\frac{\text{消費者信用取扱高}}{\text{民間経済消費支出}} =$	20.2%		12.4%
$\frac{\text{カードショッピング}}{\text{民間最終消費支払}} =$	4.8%		1.9%

表4 銀行の消費者ローン貸出状況

		1986.12 (昭和61年)	1987.12 (昭和62年)	1988.12 (昭和63年)	1989.12 (平成元年)	1990.12 (平成2年)
都市銀行	残高	7,196億円	1兆5,909億円	3兆4,456億円	5兆7,028億円	8兆1,315億円
	件数	51万9千件	41万2千件	61万9千件	64万6千件	63万1千件
	単価	138万7千円	386万1千円	556万6千円	882万8千円	1,288万7千円
	ウェート	0.51%	0.99%	1.94%	2.92%	3.87%
地銀協地銀	残高	7,707億円	1兆1,691億円	2兆1,307億円	3兆3,723億円	4兆6,741億円
	件数	81万8千件	107万2千件	164万0千件	214万3千件	261万3千件
	単価	94万2千円	109万0千円	129万9千円	157万4千円	178万9千円
	ウェート	1.01%	1.38%	2.26%	3.16%	4.07%
第二地銀協地銀	残高	1兆2,559億円	1兆8,892億円	2兆8,001億円	3兆7,491億円	4兆7,465億円
	件数	111万7千件	162万1千件	223万8千件	226万3千件	295万2千件
	単価	112万4千円	116万5千円	125万1千円	140万8千円	160万8千円
	ウェート	4.00%	5.41%	7.32%	8.76%	10.05%
信用金庫	残高	9,418億円	1兆2,421億円	1兆9,172億円	2兆7,579億円	3兆4,344億円
	件数	70万2千件	93万7千件	141万3千件	194万9千件	235万4千件
	単価	134万2千円	132万6千円	135万7千円	141万5千円	145万9千円
	ウェート	2.46%	3.00%	4.18%	5.23%	5.83%

〔表〕都銀の消費者ローン残高 (93年3月末)

(単位: 億円, %)

	消費者ローン	内 訳	
		住宅ローン	その他ローン
さくら	67,836 (1.3)	44,826 (0.6)	23,009 (2.9)
三菱	58,076 (4.6)	46,994 (6.2)	11,073 (△ 1.9)
一 勤	55,603 (△ 6.9)	43,619 (△ 6.8)	11,984 (△ 6.4)
三 和	54,791 (1.0)	36,431 (1.4)	19,360 (0.3)
住 友	61,739 (△ 2.7)	33,641 (△ 0.6)	18,098 (△ 6.3)
富 士	48,588 (1.9)	43,679 (1.8)	4,909 (2.7)
あさひ	41,628 (0.9)	36,626 (2.2)	5,101 (△ 7.4)
東 海	34,237 (△ 1.2)	23,465 (1.9)	10,772 (△ 7.6)
大 和	14,394 (△ 0.1)	10,834 (0.7)	3,559 (△ 2.8)
拓 銀	9,366 (△ 3.7)	6,067 (0.0)	3,288 (△ 10.0)
合 計	436,139 (△ 0.1)	324,982 (0.9)	111,163 (△ 2.8)

(注) カッコ内は92年3月末比。

(資料) 各行発表の「決算短信」。(月刊消費者信用より引用)

第1表 クレジットカードの系列別発行枚数

(単位: 万枚)

系列名	年	昭和58年 3月末	昭和59年 3月末	昭和60年 3月末	昭和61年 3月末	昭和62年 3月末	昭和63年 3月末	平成元年 3月末	平成2年 3月末	平成3年 3月末	平成4年 3月末	平均伸長率 58年→4年	平成4年 シェア (%)
流通系		1,170	1,362	1,691	2,136	2,461	2,720	3,268	4,001	4,465	4,960	17.4%	24.4
メーカー系		263	428	419	290	394	431	550	603	706	753	12.4%	3.7
信販系		1,945	2,561	3,095	3,563	4,008	4,478	5,089	5,515	5,822	6,162	13.7%	30.4
中小小売商団体		416	441	445	445	445	460	474	491	526	543	3.0%	2.7
銀行系		1,578	2,198	2,620	2,926	3,343	3,685	4,746	5,718	6,840	7,619	19.1%	37.5
石油系		305	352	366	283	320	255	235	190	276	206	△ 4.3%	1.0
その他		28	39	47	62	65	72	85	94	61	57	8.2%	0.3
合計		5,705	7,381	8,683	9,705	11,036	12,101	14,447	16,612	18,696	20,300	15.1%	(100)

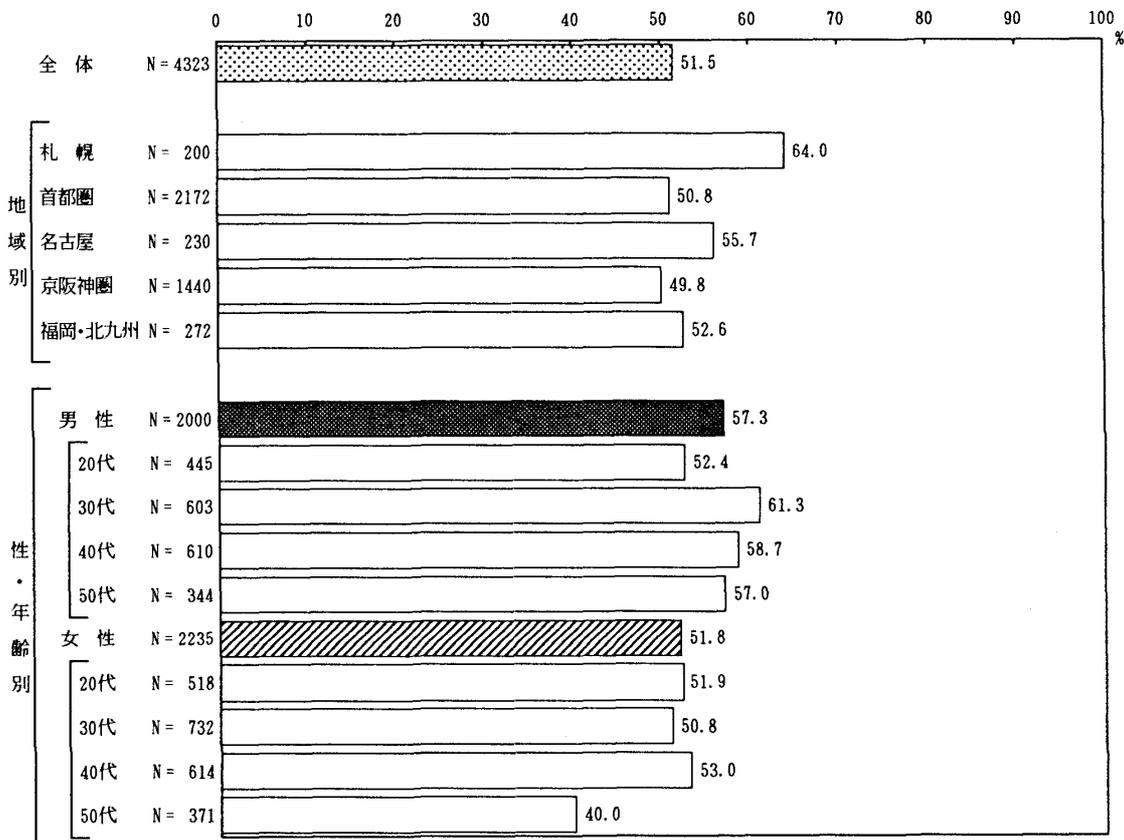
(資料) ①クレジット産業協会調。

- (注) 1. 流通系は、自社カード分の合計。
 2. メーカー系は、電機メーカー系、自動車メーカー系の自社カード分の合計。
 3. 信販系は、自社カード及び提携カードの合計。
 4. 銀行系は、銀行系クレジットカード会社名グループ及び地銀バンクカード、協同カードの合計。
 5. その他は、ホテル、銀行業者、航空会社等の自社カードの合計。

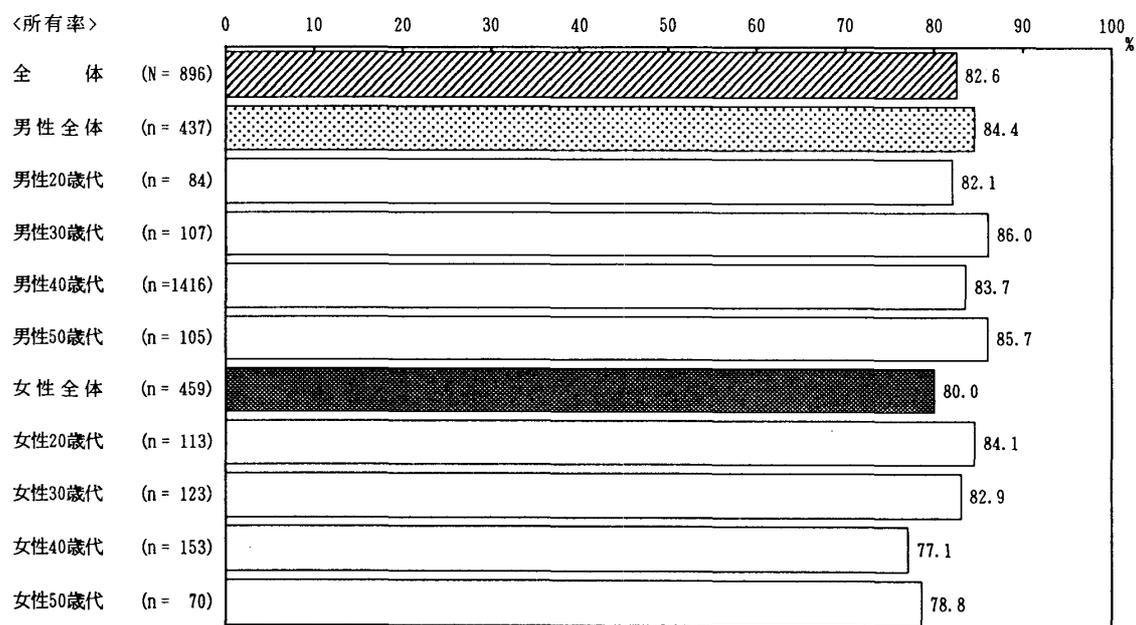
項目	年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年
クレジットカード発行件数(万枚)		5,705	7,381	8,683	9,705	11,036	12,101	14,447	16,612	18,696	20,300
クレジットカードショッピング取扱高(億円)		32,821	38,186	41,999	50,902	57,520	65,924	78,606	94,624	115,287	124,936
割賦方式		12,792	13,468	15,246	16,734	17,505	18,184	19,246	20,071	22,503	22,539
非割賦方式		20,029	24,698	26,753	34,168	40,015	47,740	59,360	74,553	92,784	102,397

*クレジットカード発行枚数は年度末の数字(クレジット産業協会、消費者信用統計より)

クレジットカードの所有実態 (1)
 (1983年10月、日経広告局マーケティング企画部調べ)



クレジットカードの所有実態 (2)
 (1990年6月、日経広告局マーケティング企画部調べ)



野口昌宏先生プロフィール

1943年 三重県四日市市に生まれる
1974年 大東文化大学法学部講師
1993年 大東文化大学法学部教授
1985年, 1993年 アメリカ合衆国ワシントン大学法学部に留学

担当科目 民法総則 不動産法

主な著書 「基本マスター民法」法学書院・共著
「債権総論・各論」八千代出版・共著
「演習ノート民法総則・物権法」法学書院・分担執筆
「演習ノート債権概論・各論」法学書院・分担執筆
「民法総則」青林書院・共著
「民法総則」八千代出版・共著
「物権法」八千代出版・共著
「民法要説」文真堂・共著
「緑の宇宙船<地球号>の船長に告ぐ! part①」太陽出版・共著
「緑の宇宙船<地球号>の船長に告ぐ! part②」太陽出版・共著
「親族法・相続法(青林法学双書)」青林書院・共著

クレジットカードをめぐる契約問題

大東文化大学法学部教授

野口 昌宏

1. 日本人の法感覚

われわれ日本人は、明治以来、近代国家として欧米社会に追従してきた。しかし、日本人の法感覚というものは、欧米人のものとはかなり異なる部分を持っているといわれ、江戸時代以来、民衆の間では独自の社会規範として「義理人情」と「恥の文化」が出現して、社会規範の役割を果たした。したがって、今日のわれわれの法感覚でも、義理や恥を念頭に社会生活を考えるとき、法に反して犯罪を犯しても、事情によっては非難しきれないものが残るということになる。

しかし、近代国家においては、これらの社会規範の中で、法は、その基本に正義とか公平・平等の実現を図ることを目的として制定されており、その中でも民法は、国民の私的生活上の多くのトラブルを、権利と義務の関係で解決しようと考えている。

〔資料1〕 「サンタモニカ母子心中事件」

1985年1月、日本女性（33才）が子供二人を道ずれにカリフォルニア州サンタモニカ海岸で入水自殺をはかり、自分だけ助かって第1級殺人罪および幼児虐待罪に問われた。裁判では、アメリカで複数の第1級殺人罪で有罪になると、死刑、無期懲役の可能性があるために、日本人の母親が子供を自分の分身と考えたり、子供をあとに残す不幸を安じて道ずれに母子心中するという、日本的異文化をどう裁くか注目を集めた。

2. 契約と権利・義務

契約とは、当事者間の合意によって権利と義務を発生させる行為である。日本的感覚では、契約をしておきながら「何かあったらその時は誠意をもって話し合しましょう」という場合があり、けっこう話し合いがつく。これは、欧米では権利・義務という法規範の問題であるのに対して、日本は、義理人情や恥の文化という社会規範の問題となる。しかし、話し合いがつかずに契約上のトラブルになると、最終的には法に基づく権利・義務で解決されなければならないことになる。

3. クレジットカードのしくみ

クレジットカードは、会員にとってはキャッシュレス機能と信用が与えられ、加盟店にとっては信用取引の貸し倒れの防止と集金の手数を省くことができる。

(1)クレジットカードの種類

- ①銀行系カード：銀行系大手企業が発行するカード。翌月一括払いで分割払いが認められない。(マンスリークリア・カード)。AMEX・DC・UCなど。
- ②信販系カード：オリエント・ファイナンスや日本信販などの信販会社が発行するカード。分割払いが出来る。利用限度額と毎月の返済限度額をあらかじめ決めておき利用総額によって返済期間が延びる(リボルビング方式)。
- ③流通系カード：デパートや大手スーパーマーケットが発行するカード。自社発行カードで、商品の3～5%引きの特典がつき、分割払いやリボルビング方式も利用できる。

(2)クレジットカードのしくみ

- ①二当事者間カード：特定デパートが固定客をつかむための「つけ売買」の一種で、通常の割賦売買と同じ。
- ②三当事者間カード：多目的カードで、銀行系カード、非銀行系カード。
 - イ. 会員は、カードによって加盟店から商品購入や各種サービスの提供を受ける。
 - ロ. カード会社は、加盟店に会員のカード使用代金を一括して支払う。
 - ハ. 会員は、「カード利用代金+カード会社の手数料」をカード会社に支払う。

4. 未成年者とクレジットカード

一般に、未成年者は、18才以上であれば加入申込が出来るが、入会申込の際には法定代理人の同意(署名・捺印)が必要である。

[資料2] 「未成年者の契約事件」 茨木簡裁昭和60年12月20日判決

未成年者(18才) A子は、街頭で化粧品のキャッチセールスに誘われ、事務所に行き代金16万5000円の化粧品購入をすすめられて、毎月1万7000円ずつ分割して支払う契約をし、手付金として1万5000円を支払った。契約の際A子は、セールスの社員に18才の未成年者であることを話したが、その社員は内部の手続きであるからと言って、契約書には「20才」と書くように指示したため、A子は言われるまま20才と記載した。

その後、A子は化粧品の一部を使用し、1回分のローン1万7000円を支払ったが、この契約は親の同意を得ていなかったとして「取消」を請求した。化粧品会社とローン会社は、A子が20であると虚偽の契約をしたとして取消は出来ないと主張した。

[資料3] 未成年者の契約に関する規定

民法4条は、未成年者が契約をするにはその法定代理人(親権者=両親)の同意を得なければならない。同意を得ない契約は未成年者側は無条件で契約を取消すことが出来ることを規定する。

民法20条は、未成年者が成年に達していると信じさせるために虚偽の行為を行ったときは契約は取り消すことが出来ないことを規定する。

5. 夫婦間のカード使用と日常家事債務

クレジットカードは、便利生があるが本人以外のものに利用されたとき、大きな危険が発生する。しかし、これが夫婦の一方が勝手に他方の配偶者の名義を使って契約した場合、「日常家事債務」として夫婦間の連帯責任が問題となる。

[資料4] 日常家事債務の範囲

A. [日常家事債務を認めた事例]

- ①妻が夫の名で購入した電子レンジ代金債務（武蔵野簡裁昭和51年9月17日）
- ②妻が金融期間から医療費名目で150万円借り入れた行為（名古屋地裁昭和55年11月11日）

B. [日常家事債務を否定した事例]

- ③妻が行った太陽熱温水器の購入契約（門司簡裁昭和61年3月28日）
- ④夫が妻の反対を押して購入したふとんのクレジット契約（大阪簡裁昭和61年8月26日）
- ⑤婚姻関係が破綻して夫婦の実質がない場合、夫婦の一方は他方の契約につき連帯責任を負わない。（東京高裁昭和56年4月28日）

6. クレジットカードと名義貸し

他人のカード使用を許した場合、クレジットカードの会員規約違反であるが、無断で使用された場合と使用を認めた場合とでカード保有者の支払責任が異なる。

(1)名義冒用の場合

他人の名義を本人に無断で勝手に冒用した場合、名前を使われた者は支払い責任を負担しない。

(2)名板貸しの場合

他人に自分の名前を使用することを承諾している場合（名板貸し）、名前の使用を認めた者に支払い責任がある。

荻原貞正先生プロフィール

1946年 栃木県に生まれる

現在 大東文化大学法学部法律学科助教授

専攻 民事訴訟法

最近の論文 「管轄の合意について」(1992年)

「フランスにおける評議部について」(1993年)

1994年1月13日

大東文化大学シンポジウムレジュメ

大東文化大学法学部法律学科助教授

荻原 貞正

1. 倒産の意義
2. 破産と倒産との違い
3. 倒産処理制度の必要性
4. 倒産処理の諸制度の中の破産
5. 破産手続きの概要
 - ①破産の申し立て
 - ②破産宣告
 - ③破産財団の換価および配当
 - ④破産手続きの終了(破産集結決定)
6. 免責の趣旨および手続き

江藤法学研究所長 本日は、お寒いところ、またご多忙のところ、区民の皆様方にご参集いただきまして、本当にありがとうございます。また、学生諸君も試験の前で何かと勉強に励んでいるだろうと思いますが、ご参加いただきましてありがとうございます。

このシンポジウムは、これでようやく3度目を迎えました。いろいろ事情がありまして、毎年12月の初めぐらいに開いておりましたが、今年はちょっと遅れてしまって申しわけなかったのですが、毎年続けていきたいと思いますので、今後とも連絡を差し上げますので、よろしく区民の皆様方にはご参加いただきたいと思います。

本日のテーマは「クレジットカード破産」です。これは単に我が国だけでなく、全世界的現象でもあるわけです。それから、自分は大丈夫だと思っても、あとで説明があると思いますが、奥さんが旦那さんの名前を使ってしまうとか、友達に自分の名前を勝手に使われるとか、いろいろな問題があるわけなので、特に学生諸君はこれから長い人生を生きていくと思いますので、この問題について、しっかりとした知識を持ってもらいたいと思います。

講師の方々の紹介は、一番右端に座っておられるのが木村弁護士ですが、司会とパネラーとしてのご発言を、一人二役でやっていただきますので、そちらにお譲りして、これから早速始めたいと思います。

木村 ご紹介ありました私、弁護士の木村晋介です。
こちらからご紹介します。

この大学の法学部教授の野口昌宏先生です。もうお一人同じく法学部助教授の荻原貞正先生です。野口先生にはカードをめぐる契約のことについて、そして荻原先生には主として破産の問題について、法学者の立場からお話をいただくことを予定しております。

まず“最初に、事実ありき”なので、カードをめぐる今の状態はどうなっているか、ここから入ったほうがわかりやすいと思いますので、今どういうふうにカードが使われているか、どんなカードの種類があって、どういうふうにそれが動いているか、プライバシーにかかわる問題、それから消費者の意識といいますか、そういうものがカードによってどういうふうに変ってきているか、こんなことを最初にお話をいただきます。

それでは さん、お願いします。

木村 非常に短い時間の中で、今のカード社会をワッと横断していただいたのですが、非常にわかりやすいお話だったと思います。

カードの歴史そのものとしては、アメリカと日本はそんなに変わらないのですね。10年かそこらの違い。アメリカは1950年くらいから、日本は1960年くらいからで、スタートはそんなに変わらないのだけれども、アメリカはその前にパーソナルチェックで来た長い歴史を持っている。そこが随分違うということが一つ。その中でまた日本は、最初の27年間で発行したカードの分を最近の4年間で倍にしちゃった、そのくらい急激な膨み方をしている。その中でいろいろなトラブルも起こってきているということだと思います。

そのことの一つの問題は、今、消費者の教育が追いついていないという話もありましたが、日本の人々の法的な意識、感覚、それからカードの法的な仕組み、そういうものについて、これが急に伸びてきた中でよくわかっていないというものがあるんじゃないかと思います。そのあたりを野口先生からお話をいただきたいと思います。

野口 今、さんの非常にわかりやすい実態的なお話を伺いましたので、私のほうはもう少し基本に戻りまして、クレジットカードをめぐる契約関係はどうなっているかということについて、少し法的な問題について話をしたいと思います。

「クレジットカードをめぐる契約問題」です。

今、さんもおっしゃいましたように、金銭をコントロールできないという話でした。金銭をコントロールできないということは、すなわち、将来自分がどのくらい債務を弁済する義務を負うのか、という義務の意識が欠如しているから、結局カードでそのとき場当たりに買物をするということになっていくわけです。カードを使えば必ずその後には支払いの義務が出てくるのだということを、もう少し考えておかなければいけないという当然のことが、あまり義務として意識されていないわけです。したがって、日本人の権利・義務意識あるいは法感覚というものから、クレジットカードの問題について具体的な話をしてみたいと思っています。

我々日本人の社会は「義理人情の社会」だとか、日本の文化は「恥の文化」だとかいうような言い方をよくします。最近、大分、義理人情も薄らいできたとか、恥を恥と思わなくなったというようなことを言いますが、しかし、よく若い人たちを見ても、若い人たちは決してそれを義理とは思っていないし、恥とは思っていない、これらを意識はしていないかもしれないけれども、社会生活での行動の中でまだそういう名残があります。例えば明確な自己主張ができないし、NOと明確に言えないことが多くあります。自己主張をすると相手に悪いのではないかということで、つい黙ってしまうということがありますね。自分のことより、相手の立場を配慮してしまうわけです。そういう我々の精神構造はどこから来たのか、ということについてちょっと話をしてみたいと思います。

歴史的に見ますと、我が国は、明治になって近代国家として欧米社会に追従しようとし

て努力をしてきたわけです。法律そのものは、直接、欧米の法律を取り入れて欧米の法感覚による民法ができ上がっているわけですが、明治以後も我々の感覚が切り変わっていないというところに、現実の生活のあり方と法律との矛盾とといいますか、社会規範の違いが出てくるわけです。

なぜそうなのかといいますと、これは、江戸時代の法律、すなわち徳川幕府が制定する法律がどういうものであったかということを考えてみるといいと思います。通常、ヨーロッパなどでは、国家が制定する法律は、15世紀、16世紀の封建時代においても、大なり小なり庶民のための法律であったわけです。庶民間の平等を図るための法律として正義が小さかったとしても、大なり小なり庶民のため法律であったわけです。ところが徳川幕府が制定した法律は、そのほとんどが徳川幕藩体制を維持するための法律だったわけです。つまり、徳川封建制度を維持するために必要な法律を制定したわけで、庶民のための法律があまりなかったということです。

しかし、人々が社会生活を行っていくためには、必ず何らかの社会規範、すなわち自分と人との関係をうまく利害を調整していく、あるいはトラブルを調整していくための規範が必要になるわけです。ところが幕藩体制のための法律は庶民のための法律ではなかったわけですから、そこで庶民たちが自ら考え出した社会規範が、「義理人情」あるいは「恥の文化」ということなんだというように言われているわけです。庶民は、義理と人情を一つの社会規範として社会生活をやっていこうと、こういうところから始まったと言われているのです。したがって、今日でも我々の生活の中で、例えば実際に法を犯している人だけけれども、庶民の感覚からするとそう非難できないというような受け取り方がときどきあるわけです。

例えば親子心中を考えてみますと、母親が小さい子供を道連れにして心中をして、子供は死亡したけれども母親は死にきれなくて助かってしまったというような場合、もし皆さんがそういう新聞記事を読んだときに、「ああ、なんて気の毒なんだろう。何か他人には言えない、他人にはわからない気の毒な事情があったのだろう」と思うわけですね。これが日本人の感覚ですね。ところが欧米社会では、心中という日本独特の文化がなかなか理解されません。日本人の心中というのは、近松文学以来の日本の精神文化の一つでもあると言われているわけですが、欧米では、心中というのは、一つの自殺と一つの殺人だと考えるのです。母親が子供を殺して心中を図るということは、単なる殺人と自殺です。もしくは恋人同士が手に手をとってお互いに心中すると、これは単なる二つの自殺でしかありえないということになるわけです。そこに法と、我々の生活感覚とのずれが出てくるわけです。

資料をご覧いただきたいと思います。レジュメの1ページにアメリカでの心中事件を挙げておきました。「サンタモニカ母子心中事件」です（本誌10ページ）。これは、1985年にアメリカのカリフォルニア州のサンタモニカの海岸で、日本人の商社マンの奥さんが2人の子供を道連れにして飛び込み自殺をしたという事件です。このときに3歳と5歳の2人の子供が死亡して、母親が助かってしまいました。アメリカでは、これは要するに殺人罪だということで、母親が第1級殺人罪と幼児虐待罪で起訴されました。

2人殺しているわけですから、アメリカで第1級殺人罪で有罪になりますと、死刑あるいは無期懲役の可能性が出てくるわけです。これは、子供は親の所有物ではないということです。親であろうと子供であろうと人格は別なわけですし、また生命も別ですから、子供は親の所有物ではない、これは一般の欧米の考え方です。そこでアメリカのマスコミも、日本の文化をどう裁くかということで非常に注目を浴びた事件でしたが、結局この事件は、検察側と司法取引をして、母親がボランティア・マンローター（殺意なき殺人）ということで罪を認めて、結果は懲役1年、保護観察5年という判決が出ました。保護観察5年というのは、日本でいう執行猶予5年ということです。結局、日本の文化といえますか、心中という近松以来の文化を裁くに至らなかったのです。アメリカには、過失致死罪と似たような殺意なき殺人（傷害致死）、日本では故殺と言っていますが、そういうものがあります。それを適用したということです。

このように、わが国の民法は、欧米流の権利・義務関係でトラブルを解決していこうということになっているわけですが、我々の生活関係の法意識はまだそこまで行っていないということがあるわけです。

そこで、時間の関係もありますので、具体的な話に入りたいと思います。

レジュメの次のページ、クレジットカードの種類を少し話そうと思ったのですが、さんが既にお話をされましたので、クレジットカードの種類のところはスキップしまして、クレジットカードのしくみについて簡単に話をしておきます（本誌10ページ）。

クレジットカードのしくみというのは、これは二当事者間のカードと三当事者間のカードがあります。

これはクレジットカードの種類にも関連してきますが、例えば流通系のカードで、固定客をつかむためにデパートが独自に発行するクレジットカードがあります。例えば、三越デパートが発行するクレジットカードは三越で買物ができる。そのかわり、そのカードを使うと3%から5%の商品の割引がある。以前は5%でしたが、最近3%というデパートも出てきました。いずれにしても数%の割引の特典がついています。これは、カードを発行しているデパートとカードを使用する消費者との二者当事者の関係です。

それに対して銀行系カードと信販系カードは、三当事者間カードといいます。まずカードを使用する消費者がいます。それから商品の売主、これがそのカードの加盟店です。通常の買物するお店です。それともう一つ、その加盟店に消費者が購入した代金を一括して立替え払いをするカード会社があるわけです。その三者が当事者になるということです。通常、銀行系あるいは信販系のクレジットカードは、カードを使用すると、カード会社はその消費者が購入した代金を一括して売り主である店に支払うわけです。そしてカードを使用した消費者がクレジット会社に代金を債務として支払う。こういう三者の関係になるわけです。

ついでに申しますと、銀行系カードは分割払いがきかないことになっています。翌月一括決済です。それに対して信販系カードは、分割払いができることになっています。どうして銀行系カードは分割払いができないのかというと、これは信販系のカード会社の利益を侵害しないという、お互いにテリトリーを守ろうというような考え方だと思いますが、その辺は詳しくは さんに後でまたお話をいただけたらいいと思います。

そこで次に、未成年者がクレジット契約をした場合にどのような問題があるか簡単に話をします。

未成年者に関しては、民法の規定があります。「未成年者が、契約をする場合には、その法定代理人である親の同意を得なければならない」ということになっています。したがって、未成年者がクレジットカードの発行を受ける場合、一応18歳以上の未成年者は、親の同意を得てクレジット会社と契約をすることができ、クレジットカードの発行を受けることができるということになっています。しかし、商品の売買については、これは当然、法定代理人である親の同意を得なければなりませんから、親の同意を得ない場合は、未成年者側は無条件にその契約を取り消すことができることになっています。商品を購入して、その商品を既に使用していても、その後、未成年者側は無条件に契約を取り消して、これまで支払った代金を返してもらうことができるということになっています。

2 ページの資料2（本誌11ページ）を見て下さい。これは、18歳の女性が大阪の道頓堀でキャッチセールスに遭い、16万 5,000円の化粧品の売買契約をしてしまったケースです。分割払いの契約をしました。化粧品を売るのは化粧品会社ですが、その分割払いのクレジット契約の相手のファイナンス会社はオリエントファイナンスです。化粧品の販売会社と18歳の女性とオリエントファイナンスの三当事者間の契約をしたわけです。その18歳の女性は、契約をするときに「私は18歳だ」と言ったんです。そうしましたら、化粧品会社のセールスマンが、書類を書くときに「20歳と書いておいてください」と言ったわけです。「20歳と書いておいてください」ということは、これは後でどういう問題が起こってくるかと

いうと、未成年者が契約のときに「自分は未成年者ではない」と嘘を言った場合には、先ほど言いましたように、契約について親の承諾を得ていないからといって、後からその契約を取り消すことができないわけです。化粧品会社のセールスマンはそのところをよく知っていて、未成年者に「ただ社内的な書類の都合だから20歳と書いておいてください」と言い、この18歳の女性は、何も知らずに、言われるままに生年月日のところに「20歳」と書いたわけです。その後、結局、1月分の割賦販売代金を支払った後、支払いができないということでこの契約を取消しました。当然親の承諾を得ていない契約ですが、化粧品は多少使っているわけです。それに対してオリエントファイナンスと化粧品会社側は、「これは未成年者であるということを隠して、自分は成年だと嘘を言って契約をしたのであるから、民法第20条によってこの契約を取消することはできない」と、主張しました。そのような行為が相手をだます詐術に当たるかどうかを争った事件ですが、判決は営業担当者のほうがあえて20歳と書かせたということで、これは未成年者の詐術に当たらず、この契約を取消することができますとしました。こういう事件があります。

もう一つ、次は夫婦間で、例えば妻が夫の名前で契約をする、あるいは夫が妻の名前で契約をする、あるいは妻が夫のクレジットカードを無断で使って何か商品の購入契約をする、というような場合にどうなるかという問題があります。

資料の3ページ、「夫婦間のカード使用と日常家事債務」をご覧ください（本誌12ページ）。

クレジットカードというのは非常に便利があるわけですが、本人以外の者に利用されたときに大きな危険性があります。他人が勝手に人の名前を使って契約をすとか、他人がだれかのクレジットカードを拾って、それを本人になりすまして何か品物を購入するという場合には、これはもう問題にならないわけです。つまり、カードの所有者自身に、「品物を購入する」「契約をする」という意思がありませんから、こういう場合には問題にならないわけです。もっともクレジットカードの場合だと盗難届とか紛失届を出さなければなりません、最終的に自分が購入したものではないということです。しかし、夫婦間の場合にはちょっと事情が違ってきます。つまり、夫婦というのは法律的には全く別人格ですから、夫の借金について妻は返済の義務はないし、妻の借金については夫に返済義務はない、これは基本的な考え方です。しかし夫婦は共同生活をしているわけですから、例えば妻がお米をつけ払いで購入すると、それは妻が自分で消費するために買うわけじゃなくて、家族のために買うわけで、夫もそのお米を食べているわけですから、それについて夫は「あれは妻が勝手に買った米だから私は知らん」ということは言えないということです。これを「日常家事債務」と呼んでいるわけで、債務は夫婦の連帯債務となります。

そこで問題は、どのような行為が日常家事債務に当たるか。つまり、夫婦の一方の借金

が他方の配偶者に支払い責任が及ぶかという問題です。

資料4に少し判例を挙げておきました（本誌12ページ）。

例えば日常家事債務を認めた事例として、妻が夫の名で電子レンジを購入した場合です。この電子レンジの購入代金が14万円ちょっとです。15回の分割払いにして、毎月5,300円ずつ支払うということです。これについて、妻のほう支払いが滞ってしまった。したがって家電販売会社が夫に対して支払いを請求したという事件です。

これを一つの事例として説明しますと、裁判所は、「電子レンジの購入は日常家事債務に当たる」という判断をしています。これはどういう考え方かといいますと、今はどこの家庭にもほとんど電子レンジがありまして、電子レンジは洗濯機と同じように日常の家庭生活にとっては必要なものですね。この事件は昭和51年ですから相当前ですが、この当時既に電子レンジが相当普及していたということで、裁判所はこのように判断しています。大都市生活者の場合は、電子レンジの購入をもって日常家事債務の範囲に入るものと認めても差し支えない、ということです。昭和51年当時、東京などの大都市では電子レンジが普及しており、これは家庭生活にとっては必要なものである、したがって14万余りの代金も、妻が購入したわけですが、これは夫にも支払い責任があるということです。

二つ目は、妻が金融機関から医療費名目で150万円借りたという行為です。これについても夫に支払い責任を認めています。

それから、日常家事債務を否定した事例として、レジュメにありますように、昭和61年当時ですからさほど今から古い事件ではないですが、妻が太陽熱温水器を購入した例です。29万円の太陽熱温水器で、これに諸費用と手数料を含めると合計41万円になるのですね。この購入については、太陽熱温水器はその家族にとって必要なものではないということで、妻が太陽熱温水器を購入したことは日常家事債務に当たらない、したがって夫に支払い責任はない、という判断をしています。

その他少しありますが、また時間がありましたら後で話をさせていただきます。

木村 日本人の法意識といいますか、義理人情、恥の意識といいますか、そういうものを日本の幕藩体制時代の歴史まで遡って大変おもしろく話をさせていただきました。それから、日本人の個の不確立といいますか、自立の問題といいますか、未成年者であればある意味では親から保護される、あるいは夫婦ということになると夫婦の依存関係、共同関係がありますね。それと同時に、家庭の中でもそれぞれ一人ひとり自立した人間でもある。この矛盾、相剋といいますか、そういうものが判例の中でどんなふうに分かれてきているか。ある部分では保護を認め、ある部分では依存を認め、ある部分では自立を認めていく、そういう限界事例を紹介していただいて、大変興味深かったと思います。

先ほど銀行系カードと信販系カードの話がありましたが、信販系カードは分割払いが一般的ですし、銀行系カードの場合は翌月か翌々月の一括払いというのが一般的ですが、最近では銀行系カードも、いわゆるリボルビング払いといひまして、エンドレスのが入ってきています。そんなことも、皆さんに後半でお話をいただこうと思います。

それでは、いよいよ借金がたくさんになってきてしまったときの最後の問題解決ですね。これは本人の力だけではどうしようもなくなった状態になるわけです。これをどういうふうに対処してくのか、そういうことが法的にどういうふうにも認められているのか。多重債務からの脱出の問題、ここについて荻原先生からお話をいただきたいと思ひます。

荻原　　まず、「倒産の意義」から入りたいと思ひます。

債務者の決定的な経済的な破綻、それを倒産と言っているわけです。より具体的に言えば、弁済期の到来した債務を一般的に弁済できなくなる。そのことがもとになりまして、以後、経済的な活動を続行することが不可能になる事態または状態を「倒産」と言っているわけです。債務者の振り出した約束手形が不渡りになり銀行取引停止処分を受けるといひのが、その典型的な例の一つです。

「倒産」とカード破産の「破産」という用語ですが、一方ではこれがダブってありまして、他方ではこれが区別されているということなんです。したがって、「破産」という用語には二つの意味が含まれることになろうかと思ひます。一つには、法律側面から「破産」という用語を見れば、破産法という法典が六法全書にはございますが、そこに定められた倒産処理の一つの制度、それを法律側面における破産と言っているわけです。それから、我々が日常的に使っている破産といひのは、先ほど「倒産の意義」で述べたところと同じような形で使われているということなんです。したがって、以後、破産法典における破産手続きで用いられる「破産」といひのは、日常用語的な破産ではなくて、法律側面における破産ということになるわけです。したがって、倒産状態が前提になって、その後には破産手続きが出てくるということになるわけです。

そこで、倒産処理制度の必要性がどこにあるのかということ、大体推察できると思ひますが、簡単に説明しておきます。

債務者が経済的に破綻する、要するに倒産という状態に陥りますと、それをそのままにしておくといひことは、債権者のほうから見れば、各人が先を争ってそれぞれの債権を取り立ててしまうということなんです。そうしますと、債権者間の公平が保たれなくなるということなんです。債務者の側から見ると、債務者としても、そうした倒産状態にある財産状況を隠して経済活動を以後続行するということになれば、経済的破綻がますます広がるということなんです。傷口が広がって処理ができなくなるという状態に到達するわけです。したが

いまして、そのことはひいては経済活動にも大きな影響を与えてくる。そこで、このような倒産状態に陥った場合は、それを放置することなく、できる限り適宜に処理することが、債権者にとっても債務者にとってもプラスになりますし、なおかつ広く考えれば経済社会にとってもプラスになるということです。

このようなプラス、すなわち必要性を満たすために、倒産の法的処理としての制度があるわけですが。この倒産処理のための制度には、破産オンリーではなくて、そのほかに和議、会社整理、特別清算、会社更生という五つの制度があるわけですが。ここで述べる手続きは、もっぱら倒産処理制度の中の破産を取り上げて以後の手続きを説明していきます。

現行の破産には、自然人と法人を対象とする一般的な倒産処理制度としての破産法があるわけですが。破産法における破産は、先ほど言いましたように、債務者が経済的破綻という倒産状態に陥った場合に、その財産関係を清算し、「その債務者を取り囲むすべての債権者に公平な弁済を行う」ということを目的とする裁判上の手続きということになるわけですが。言い換えれば、債務者が支払い不能という状態（カード破産はその典型であります）に陥った場合に、破産宣告により破産者から財産の管理処分権を剥奪し、財産がすべて破産財団に組み入れられるということです。それで債務者を取り巻く法律関係に決着をつける。以後、破産財団に組み入れられた財産についての一切の管理は、破産管財人に行わせる。破産管財人は、破産財団に組み入れられた財産を換価する。その方法の代表的なのが競売ということになるわけですが。それによって配当資金を用意させ、一般債権者にはその債権の個別的行使を禁ずる。ということは、一般破産債権者は、債権を届け出て、調査を経て確定をした上で、初めて、その債権の債権額に応じた配当を受けることができるわけですが。

「破産手続きの概要」に入りますが、まずは破産の申し立てということになるわけですが。破産の申し立ては、もちろん債権者、債権者に準ずる者、それから債務者本人も破産の申し立てをすることができるわけですが。債務者本人の破産申し立て、具体的に言えば破産宣告決定の申し立てということなるわけですが、それを「自己破産の申し立て」と言っています。この自己破産の申し立てが認められますと、それによる破産を自己破産と呼んでいるわけですが。通常、破産申し立て事件の場合は、50万円が予納金として必要になるわけですが。

これと同時に、同時破産廃止というのがあります。要するに、破産宣告をして破産財団をつくり上げたところで、破産手続きにかかる費用すら出ないということになりますと、それ以後の破産手続きを進めることは全く意味がないわけですね。破産手続きを進めるということは、最終的には各債権者にできるだけ多くの配当を実現させることが目的ですか

ら、破産財団をつくり上げても破産手続きの費用すら出ないということになれば、破産手続きをすること自体が意味がなくなりむだだということになるわけです。そうすると、破産宣告がなされると同時に、破産廃止の決定がなされるのです。同時破産廃止の申し立ての場合には、破産宣告の申し立てとは異なりまして、予納金はグンと下がりまして2万円になります。これは一律ということではありませんで、東京地裁の例を見ますとそのようになっているわけです。破産事件の場合には、破産宣告の申し立てについては予納金は50万円ですが、それと同時にされる破産廃止の申し立てのについては2万円ですということになるわけです。まさにカード破産の場合は、大部分がこの同時破産廃止の決定を受けております。

同時破産廃止の決定ですが、要するに破産財団がすこぶる貧困である、だから破産手続きの費用すら償うことができないという場合に、破産宣告と同時に破産廃止の決定を行うわけです。けれども、破産宣告は行われますから、債務者は一たん破産者という烙印は押されます。それから公私の資格の喪失という効果も出るわけです。しかし、破産廃止は破産手続きの終結をもたらしますので、その後の破産手続きは行われませんから、破産管財人の選任などは当然行われないうことです。破産廃止の決定がありますと、破産手続きが終結しますので、破産者は一度構成された破産財団についての管理処分権を回復するということです。そうすると、債権者も破産的制約から解放されて、それぞれ各自の権利を行使することができるということです。すなわち、破産宣告により執行しているところの破産宣告前の債権者の強制執行があれば、この点については問題がありますが、それは破産廃止によって復活するというのが判例の立場です。

破産宣告がありますと、この宣告の時点で、債務者が所有する一切の財産は、差押禁止財産というのが強制執行のところに定められておりますが、それ以外のすべての財産は破産財団という財団をつくり上げるということです。それで、先ほど申し上げましたように、宣告時までの破産者の財産の管理処分権はすべて破産管財人に持っていかれる。それで破産財団を破産管理人が換価するわけです。破産債権は届出、調査、確定を受けます。そのような破産債権に対して、管財人は配当を行う。配当が完了すれば、管財人は報告のための債権者集会を経て、裁判所が破産終結決定を行うという形をとるわけです。そのようにして破産手続きが、破産の申し立てから始まり破産手続き終結に至るわけです。

レジュメには書いてありませんが、破産法の立法主義についてで二、三説明をしておきます。

免責との関係ですが、破産手続きにおいて配当によって弁済した残余の債務の運命です。100万円の債権を持っている破産債権者が、結果的には10%の配当しか得られないために

10万円の配当を受けると、残り90万円は未払いの残余債務として残るわけです。これについては、昭和27年にイギリス及びアメリカ、中でもアメリカの破産法の免責主義を導入して、破産手続き終了後の残債務は免除されることにしたわけです。これに伴いまして、当然、復権が行われるということです。

破産法そのものは、破産宣告がなされたからといって、破産者から公私の資格を取り上げるという規定は持っていません。したがって、わが国の破産法の立法主義としては非懲戒主義で、懲戒的な色彩は全くないのです。けれども、破産法典以外の法令で公私の資格の喪失を定めておりますので、破産法典の中には権利を回復する復権という規定が設けられています。フランス法では、今日なお懲戒主義的色彩が濃厚であるといわれております。わが国では、免責主義、非懲戒主義をとっているわけです。他の法令において公私の資格の制限を受けるその例としては、公証人、弁護士、弁理士、公認会計士などが挙げられ、これらの者は、破産宣告を受けるとその資格をとりあげられる。ただし、選挙権とか被選挙権というような公民権は奪われない。それから私法上の関係においても、後見人、保佐人などになることができないという制裁的な面があります。したがって破産法典そのものは懲戒主義はとっていませんが、その他の法令で公私の資格の喪失を定めているということでもあります。

最後になりますが、これは、破産手続き上の配当により弁済されなかった破産者の債務について、裁判所でその責任を免除するということです。免責主義の目的は、要するに破産者の経済的な更生を図ることがその目的です。ただ、免責の点から問題となる点の一つは、憲法29条に「財産権の保障」というのがありまして、免責制度は「財産権の保障」に違背するのではないかという問題がかつて出ましたが、最高裁判所では、簡単に言えば「憲法上許された必要かつ合理的な財産権の制限である」ということで、免責によって100万円の債権が10万円に減らされるということは「財産権の保障」の規定には違背しないということになったわけです。やはり破産者を経済的に更生させることが免責の理論的根拠になっているわけです。

免責につきましては、1980年代に入りまして、消費者金融とか消費者信用の発達、カードもその一つですが、そのことが個人の経済的破綻を増大させ、消費者自身が免責を目的として破産の申し立てをするケースをこれまた急増させてしまったということです。ですから実務家の方の批判の一つに、こんなことが言われているわけです。「破産制度における免責は借金踏み倒しのお墨つきを与える制度であって大変悪い制度である、免責がみだりに与えられるのはけしからんと」というのです。さらに、「免責は悪法である」という批判も別にあるわけです。そういう批判がありますので、免責という制度の使い方は非常

に難しいということですが。

免責の申し立ては、破産宣告後から破産手続きの終結に至るまでできるということです。

免責はどういう場合に認められるのか、言いかえればどうい場合には免責が認められないのかということになるわけです。ここでは免責が許可されない事由を若干取り上げていきます。

免責の不許可事由ですが、大体次のような場合が挙げられる（ジュリスト・1014号37項）。

- ①競馬、競輪、麻雀などのギャンブルに多額の金員を費消し、それが破産の原因の一つになっている場合。
- ②バーとかキャバレーとか飲食店で遊興に多額の金員を費消し、それが破産の原因になっている場合。
- ③不必要な装飾品、和服、ブランド品等を多数購入して、借財を増加させた場合。
- ④高価な自動車を購入したり数台の自動車を買替えたことにより借財を増加させ、それが破産原因、すなわち支払い不能に陥った、倒産状態に陥ったという場合。
- ⑤カードによる借入れが不可能となった段階で、さらに換金目的でカードで多額の物品を購入した場合（カードで物を買って、買った物をまた金銭に換えるということ）。
- ⑥カードの申請の際に詐欺的行為があった場合。

こういう事由がありますと、破産宣告の後に免責の申し立てをしても、原則的には免責は出ないということになります。これ以外の場合には、免責は100%出るということです。けれども、これはあくまでも「免責を与えないことができる」という規定（破産法366条の9）になっておりますので、こういう免責不許可の事由に当たっても、その後の破産者となるであろう債務者の行動いかんによっては免責が一部与えられる場合もあるということです。条文には「全部の免責」と書いてありますので（同法366条の12）、免責は全部かゼロか、オール・オア・ナッシングと読めるのですが、実際の例では、免責不許可事由がありましても免責が得られる場合もあるということです。免責の種類として、特定の債権だけを免責するという場合と、その額の一部を免責するという場合があるわけです。

以後は、木村先生から具体的に、免責不許可事由がありながらどうい場合に免責が与えられたのかという例を時間があれば説明していただければと思いますので、私のところは免責を説明することによって破産手続きの概要の説明を終わりにしたいと思います。漠然とした説明で申しわけございませんでした。

木村 ありがとうございます。破産の手続きという概念的に大変難しい規定を、非常に短時間でまとめていただきました。

今、荻原先生から、破産の手続きの流れについてお話をいただきました。その中で、破産をしても選挙権はなくなるぞ、被選挙権もなくなるぞ、という話がありました。破産してまで選挙に出るといふ人はあまりいないかもしれませんが、破産した人をもう1回経済的に立ち直らせようということが、制度の大きな目的になっているということです。

それでは会場の方に少しくイズっぽく出してみますが、破産をしたらどういふ不利益があるのかということですね。何が損なのか。そんな結構なものだったら、借りまくって破産したらいいじゃないかと、そういうことになる可能性もあるので、ちょっと聞いてみましょう。

破産をしたら戸籍に載る、そうすると、結婚したり、自分の子供の結婚とか就職に影響するのではないか、戸籍に載るかもしれないな、と思う方はどのくらいいらっしゃいますか。(挙手)

いや、載らないんじゃないかと思う方、いらっしゃいますか。(挙手・多数)

ああ、強気の方が多いですね。

やっぱり民主主義というのはすごいですね。多い方が正解。私はときどき、当たって25%という四択のクイズの番組に出っていますが、大体、多数が正解ですね。自分のほうが数が少ないと、負けということが多いです。民主主義というのはすごいシステムだなと、僕は思っているんですが。

では、破産をすると今後財産が持てなくなるんじゃないかなと思う方は、どのくらいいらっしゃいますか。(挙手)

いや、そうじゃなくて、今後は財産が自由に持てるんじゃないかと思う方はいらっしゃいますか。(挙手・多数)

多いですね。やっぱり民主主義の力はすごいですね。これも多数が正解ですね。

ではもう一つ、公務員が破産したら免職になると思われる方はどのくらいいらっしゃいますか。(挙手)

いや、別に免職にならないんじゃないか、という方はどれくらいいらっしゃいますか。

(挙手・多数)

これもやはり民主主義の力ですね。多数が正解です。

今まで申し上げたことは、全部、破産をしても別に不利益のないことばかりです。戸籍にも載らないし、破産をした後に手に入った財産は自由に使える。そのために破産をするわけですね。ゼロからもう一度スタートするということですね。今まで持っていた財産は全部債権者に配って、残りの借金は免責してもらって、プラス・マイナス・ゼロからもう一回スタートする。これが破産。公務員の場合も、別に破産をしたから退職をしなきゃい

けないという規定はないです。そして選挙権もなくならなければ、立候補もできる。結構ばかりじゃないかと、そういうことになりかねないのですが。

それでは、破産をした場合に、本当にみんな破産した人がニコニコしているか。アメリカですと、カードで破産した人のドキュメントの番組なんかがありますが、破産の裁判所から出てきた人にインタビューすると、「いやあ、もうさっぱりしました」なんて言って、そのまま素顔でインタビューに応じるんですね。あの辺がアメリカというのは、プライバシーとか何とか言いながら、すごいと思うんですが。日本の場合は、もし破産した人にインタビューに行ったら、「勘弁してくれ」というふうになっちゃうと思うんです。「私は破産しました」と言って堂々と記者会見したという人は、あまりいないと思いますね。日本の場合、破産は懲罰的な意味合いは持っていないわけです。ですから破産をしてだめになるという、結局、今まで持っていた財産がなくなる。これはしょうがないと思うんです。それ以外に、人の財産を扱うような仕事、弁護士とか司法書士さん、税理士さん、そういうのはもちろんなれなくなりますし、なっていた人もやめなきゃならなくなりますが、そんなに生活に打撃がないようにできているわけです。

しかし、実際に失った信用は大変大きいわけです。最初に　さんから話があったように、アメリカでは、最初にカードを発行するときには 400ドル、500ドルで限度額が決まっていて、そのカードをちゃんと使っているとそのリミットが上がっていく。その人のクレジット・ヒストリー、消費者が自分で自分の信用についての歴史をつくっていくわけです。自分の信用の歴史を使って、うまく人生を生きていく。そのためにカードを積極的に使っていく。そういうのがアメリカの姿だというのがありましたが、それは日本でも、そういう意識は私たちは持っていませんが、やはり同じことで、1回破産をすると、特に　さんの話の中にもありました消費者信用情報の中に記録されます。そうすると、何年間かはクレジットを利用できない。ローンを申し込んでもローンが下りない。車を買いたくても車のローンが使えない。住宅を買いたくても、もちろん住宅ローンは使えない。信用社会の中から締め出されていくということがあります。そのことが一番大きなダメージなんですね、破産をすることの。そのことはこれからどんどん変わっていくとは思いますが、クレジット社会の中で持っている大きさというものを、破産した人は破産したときに初めて味あうわけです。どんなに大変なことかですね。ですから決して安易に破産していいというわけではないんですが、しかしそういう破産という最後の道具を使ったときに、法的にはいろんなダメージを与えないようにできている、こういうふうに理解していただけたらいいんじゃないかと思います。

本当は、破産というものを使わないで、にっちもさっちもいなくなる前に問題が解決

されるといいわけです。そういう問題を解決するための機関もあります。各地の弁護士会では、ローンとかクレジットカードを使い過ぎて困った人の相談の窓口をつくっています。東京でも、東京弁護士会、あるいは東京第二弁護士会などに行っていただきますと、「クレジット・サラ金相談」という窓口をつくって、そういう相談を常時受け付けています。それ以外にも、クレジットカウンセリング協会というのが新宿にありまして、ここで相談を受け付けています。

そういう相談窓口などにどういう人たちが今相談に来ているかということ調べてみますと、クレジットとかサラ金を含む破産はここ10年くらいの間に増えてきているわけですが、昔とかなり変わってきたところがあります。相談に来る人を見ますと、まず相談に来る人の年齢が大変若くなってきた。私どもはいろんなところで講演をしたり、例えば消費者運動ですとか平和運動ですとか、日本の中にたくさんそういう社会的な運動がありますね、そういうところ、例えば集会などに行きますと、なかなか若い人が来ないので、どうやって運動の若返りを図るか一生懸命やっているのですが、クレジットの相談窓口だけは、努力していないのにどんどん若い人が来ていただけるということで、ここ数年大変に変化をしてきています。

クレジットの相談に乗っているクレジットカウンセリング協会の統計で見ますと、例えばこの相談が始まったのは昭和62年、今から5年ちょっと前ですが、そのときには20代の相談者は全体の3割でした。これも随分増えてきたなと言っていたんです、昔から比べると、20代がここで多くなっているんですが、30代と40代を合計しますと、大体半分です。やや中年の、人生の曲り角に来てというか、そこで曲り角をうまく回りきれなくてスリップしてガードレールにぶつかる、これが多重債務ということだと思います。

62年には既に3割になってきていましたが、63年には4割、平成元年は48%、ほぼ5割ですね。平成2年度も48%、そして平成3年度になって、とうとう5割を超えて53%。平成4年というのは、日本の歴史の中で最大の破産件数が出た年です。全国で4万5,000件の破産が出ました。そのほとんどが、クレジットやローンの破産です。その平成4年度では、約58%が20代の相談でした。破産者の数はそんなに極端に変わってきていないのですね。若い人がどんどん増えているというわけではないですが、実際に相談の窓口では非常に増えてきている。破産も若い人が少しずつ増えてきている。これが一つの傾向ですね。

それから、「どういふことで借金をしましたか」「どういふことでカードをそんなにたくさん使っちゃったんですか」と理由を聞いてみますと、昔は、大体、生活費というのが出てきたですね。それからギャンブルというのが出てきたですね。どちらかという、そういう相談に来る人は、何となくむさくるしいといひますか、例えば男性が相談に来ると、

なんとなく不精ひげをはやしている。女性が相談に来たなと思うと、小さい子供を両手に連れて、背中に1人おんぶして、法律事務所に相談に来たんだか夜逃げに来たんだかわからないという、そういうイメージがありました。

今は、「どういう目的で借りていますか」と聞くと、トップは遊興・飲食・交際費。第2位は贅沢品、収入以上の買物をしてしまった。これがそれぞれ全体の半分です。「遊んじゃった」というのが50%。それと同時に、「買物をし過ぎちゃった」「高い物を買過ぎちゃった」というのが45%。「生活費で」という人を見ますと、2割を切ります。「ギャンブル」は、昔から見ると非常に少なくなってきました。かつ、相談に来る方のファッションも非常によくなってきました。ルイビトンのバックを持って相談に来ます。そういう時代の移り変わりが非常に出てきています。ですから困って利用するというのではなくて、よりよい生活をしたい、豊かな生活をしたいということが、カードを利用し過ぎる原因になってきているということです。

それともう一つ変わってきたなと思うのは、昔、私たちが相談に乗ったときは、家庭の財布が幾つあったかということ、大体大きな財布は一つだったです。要するに、亭主が外で働いて、働いたお金を家に持って帰ってきて、専業主婦の人がそれを管理して、子供に小遣いをやって、家計を主婦が全部取り仕切っている。そういう中で、旦那が家族に隠れてギャンブルをやってつぶれていく。あるいは、奥さんが家計の苦勞を亭主に話したくない、ほかの人にも話したくないので、サラ金から借りて破産していく。そういうことが多かったと思います。今はそうではなくて、所帯の財布が、亭主は亭主、女房は女房、子供は子供という形で、別々に家計が成立しているというところがあります。最近、そういうことを研究している方の中では、それを「家庭の個計化現象」と言っています。それぞれがカードを使い、それぞれがローンを使い、フツとお互いに額を寄せ合ってみたら、家族全体ではとても返せないクレジットの利用高になっていた。こういう家庭の中での複合現象が起こってきているなという気がします。

そういう中で、破産が非常に増えています。平成4年度の話をしてしまいましたが、平成5年度は、まだ統計は出ていませんが、ほぼ同じか、ちょっと減るかというところじゃないかと思っています。

その中で、最近出てきているのは、一つはバブル崩壊型ですね。儲けたいなと思っていろいろなことに手を出した。そのために借金をしてしまった。あるいは、損の穴埋めをするためにあわてて借金をしてしまった。こういうことから破産になるというケースがあります。

さらに最近になると、不況型のものがありますね。特に小さな個人事業をやっている方

が、どうも運転資金がうまくいかなかった。その運転資金のうまくいかない部分を、会社の名前でいろいろ銀行から借りているんだけど、銀行もこのごろなかなか貸してくれない。しょうがないから、従業員の名前で、みんなで借りれば怖くないだろうというので、1人50万ずつ、10人で借りれば500万円になるじゃないかということで、手形を落とす資金をみんなで50万ずつ借りて頑張った結果、やっぱりだめでしたと。そういうことで一遍に10人相談に来るとか、そういう傾向も出てきています。

クレジットの破産ということの中に、時代の移り変わりがきれいに出てきているなど思うわけです。

破産は、裁判所で判断をするわけですが、先ほど荻原先生の話にあったように、裁判所も大変悩んでいます。どういう場合に免責したらいいか、どういう場合に断わったらいいか、そういうことについて裁判所も大変悩んでいます。破産が認められなかったケースは、例えばこういうのがあります。

サラ金から借金して支払いが不能になったため、弁護士さんに頼んで、給料を渡して少しずつ弁護士さんを通じて返済をしていた。しかしその後も借金を続けた。破産を最終的には申し立てたのですが、破産を申し立てる1年前にクレジットカードの発行を申し込んで、その申し込みのときに、「借金がありますか」と言ったら、「全くありません」と答えてカードの発行を受けた。要するに、自分が支払いができないことを承知でキャッシングをしたりクレジットで買物をして、その買物をしたものを売って、そのお金で借金の返済に充てた。こういうケースで免責が認められませんでした。

では、裁判所として免責を認めなければ問題は済むのか。この人は、クレジットカードの会社もあれば、ローンの会社もあれば、サラ金もあれば、銀行もあれば、信販会社もあれば、二十何件から借りているわけです。裁判所は、これはだめだ、いくら何だっておまへはちょっとひどすぎるというので、免責しない。しないと、ではその二十何件の債権者はどうするかというと、みんな裁判所に取り立ての裁判を起こしてくるわけです。簡易裁判所というのがありますね、小さい額の事件を扱うところですが。簡易裁判所に1日いていただくとわかりますが、ほとんどこういうローンとサラ金とクレジットカードの取り立ての裁判ばかりです。本当はもっとほかに大事な裁判はいっぱいあるんですが、それだけで裁判官は忙しくてほかのことができないということになるので、ではどんどん債権者に勝たせちゃおうと。勝たせてみても、債権者はもうその人から取れないんです。その人はあちこちから借金して、友達からも借金したり、会社の金も下手すると使い込んでいたりして、クビになって、勤め先もない。そういう人に二十何件全部債権者が勝ってみたって、取れないんですね。勝っても取れないことに裁判所がそんなに精力を使わなければならな

いのだろうか、裁判所は思うわけです。

例えばこういう事例です。ご主人が事業をやっていて、亡くなられた。会社がつぶれたんですね。もちろん奥さんも、会社の債務についていろいろ借りるときに保証人になっているわけです。それがドカッと来たわけです。それで非常に困っていた。困っていたにもかかわらず、破産宣告の1年前、パチンコ店に頻繁に出入りし、長女のため自動車とか高価な和服を購入している。こういうケースで、免責をどうするかということになったわけです。裁判所はいろいろ迷った末、免責を認めたのですね。

ほかでも、破産者が、以前、競艇にふけり、1回借金の整理をしたことがあるのに、またサラ金から借りている。こういうケースでも免責を認めました。

裁判所は、かなりひどいケースでも免責を認めるようになってきたわけです。なぜかという、免責を認めないと、どんどん取立の裁判が起こって、債権者は結局取れなくて、本人は債権者に追われて、場合によると強盗をしたり、夜逃げをしたり、心中したり、そういう社会にとってマイナスなことがたくさん起こってくるわりに、債権者はちっともお金を取れないわけです。裁判所もすごく苦勞するわけです。それだったら、もうかなりひどいやつも免責を認めちゃったほうがいいんじゃないかということになってきたわけです。そうすると、先ほど荻原先生の話にもあったように、それじゃ裁判所というのは借金の踏み倒しのための道具になっちゃっているじゃないか。これはいくら何でもひどいじゃないか。そうしたら、真面目に返している人はどうするんですか。借りたものを何とか一生懸命苦勞して返している人は、バカみたいじゃないですか。そんなことが認められたら、世の中おかしくなっちゃうでしょう。やっぱり借りたものは返す、自分で買ったものの代金はきちっと返済するということがあって、世の中の仕組み、市場経済というのは成り立っているわけですから、それをまるっきり否定するようなこともできない。

そういう批判も出まして、そして去年くらいになってから、法律の条文には書いてないですが、ではこれからこうしようということですね。例えば全部で借金が500万ある。本人の年収が200万しかない。年収200万の人が500万というのは無理だろう。毎月の生活費も必要ですし、家賃も必要ですし。大体年収の2、3割くらいが返済の限度なんですね。だったら、2、3年の間に返せる額ということになると、まあ200万くらいが限度じゃないか。500万借金がある、あるいは1,000万借金があっても、とりあえずその人が払える100万なり200万でもいいから、その範囲内で1年なり2年かけてちゃんと分割して払いなさいと。そういうことをちゃんとやっている人に関しては残りを免責してあげましょうと。そういう、一部免責を認めて残りを免責しません、残りはちゃんと払わせます、こういう裁判官が出てきたわけです。

これは、僕は裁判所の大変な悩みを反映していると思います。おそらくこういう考え方は多くなって来るだろう。自分のやったことに対して、自分が責任を取れる範囲ではきちんと責任を取る、こういう自己責任ということを最近では強調されていますが、そういう時代に日本も移っていかなければならない。それができないという人は、信用取引の社会の中からは出ていってもらわなければならない。それを守る人だけが、自分のクレジットの歴史、自分の信用の歴史というものを一つ一つつくって行って、それでだんだん使える額も大きくなって、自分でいい運転をしながらカードを使った楽しい生活をしてください、あなたにはクレジットを使う道もあれば使わない道もありますよ、だけど使ったときには使ったなりの責任は取ってください、もしそれで破産しなければならないときでも自分の払える範囲内ではきちんと払ってもらいますよと、そういう自己責任型の社会に日本もこれから変わっていくということは、破産の裁判の考え方の中にも取り入れられてきているということですね。私は最近感じています。

ほかの方の時間は制限しながら、司会者だけは延々としゃべってしまったということになりますとひんしゅくをかいますので、このぐらいにしまして、会場の方からご質問があれば出していただきたいと思います。

フロアA 先ほど、公務員が免職にならないと。非常に僕は不合理だと思うんです。というのは、公務員というのは我々の税金を使って給料を取っているわけで、その連中が、遊興費や、あるいは贅沢品なんかに使って破産をしたと。とんでもない話だと僕らは思うんですがね。納税者はどんな思いで税金を払っているか。そんなことをやっているから日本の政治はだめになるんですよ。今の政治家どもの考え方そのものが腐っているから、そういうのを認める。絶対に公務員はそういうことは認めるべきではない。とんでもない話だ。我々年金生活者でさえ、乏しい財布の中から納めているんですよ。とんでもない。こういうことは、先生方、特に木村先生なんか各方面で活躍しておられるんですから、少し政治家どもの目を覚ませてやってください。

木村 しかし、その政治家が破産をしております。政治家が歳費を差し押えられて破産の申し立てをして、破産をしても政治家の身分はなくなるものですから、破産をしたまま議員として活躍しておられる方もいらっしゃるようです。

公務員についてどうするか、これも大変大きな議論ですね。

フロアB 私はその公務員の1人なんですけれども、私は板橋区役所の消費者センターの職員をしております。

木村 クレジットカードは持っていますか。

フロアB クレジットカードは持っています。

木村 使っていらっしゃいますか。

フロアB ええ、使っています、ときどき。

木村 使い過ぎる傾向はないですか。

フロアB それは、自己管理がちゃんと自分ではできているつもりなんです。

ほかの方にどうやってそういったクレジットカードを賢く便利に使っていただくか、そういうのを啓発するのも私どもの仕事の一つだと思うんですけども。どのようにしたらこういったクレジットカードの破産を防げるかというふうに、私どもも行政の末端で消費者教育に携わる身として考えてはいるのですが、なかなか効果的な方法が思い浮かばないというのが現実なんです。

私どもの消費者センターでは、区民の方からいろいろ困り事の相談を受け付けてはいるのですが、私どもではカード破産になるような深刻な方のご相談を処理する能力がございませんので、もしそういったご相談が区民の方からありました場合には、先ほど木村先生からもお話がございましたが、弁護士会ですとか、クレジットカウンセリング協会のほうを紹介して、相談するようお願いはしているのですが。私どもにできることとしましては、そういった事態に陥ることがないように区民の方にPRをしなければいけないのですが、今までそのためにしている私どもの努力といっは何ですが、そういうことの内容と申しますと、チラシやパンフレットをつくって配るとか、きょうは大東文化大学さんの主催で「クレジットカード破産を考える」というテーマでシンポジウムを行っておりますが、私のどものほうでもこういったことをときどき行ってはいるのですが、こういったテーマですと区民の方の関心と呼ぶことがあまり多くないものですから、参加なさる方が非常に少ないというのが現実です。パンフレットなどをつくりまして配るのは、そこまでは簡単なんです、それを実際に区民の方に読んでいただいて、実際にいろいろな多重債務に陥らないように、パンフレットを配ることが結びつくかという、そうでもないように思われますし、実際私もこの仕事に携わって4年近くになるのですが、どのようにしたらそういったお役に立てるのか考えて、結局、全然結論も出ませんし、試行錯誤をしている段階なんですけれども。

木村 さんに、消費者教育のことについて、アメリカのことも詳しいし、ちょっと聞いてみましょう。

野口　私もまったくそのように思います。

今、　　さんは、高度経済成長期に育ってきた人たちは我慢が足りないと言っていました。家庭で子供に物質的な欲望に対する我慢を教えるためにはどうしたらいいかという、ある教育者がこう言っていました。例えば小学生の子供が親に「自転車を買ってくれ」とねだったら買うだけの経済的な余裕はあるわけですが、そこで我慢させる。どういうふうに我慢させるかという、「次の誕生日まで待ちなさい。次の誕生日に買ってあげる」、こう言うわけです。その後、今度「ファミコンを買ってくれ」と言うと、「ではクリスマスまで我慢なさい。クリスマスのプレゼントで買ってあげる」。そういうふうにしてちょっとずつ我慢をさせていくというのが、子供に物質的な我慢をさせていく一つの方法だと言っていましたけど。これも一つの方法だと思うんですね。

話が横にそれましたが、とにかく基本的に個が確立していないということだと思います。個が確立するということは、自分で自分をコントロールするとか自分で自分を管理することができるということです。私は「恥の文化」と言いましたが、恥をかきたくないから見

栄をはることになると思うんです。 もう一つは、日本の社会は一種の村社会ですからそこに甘えの構造があります。とにかく甘える。親に甘え、世間に甘え、自分に甘え、というようになってくるわけです。

アメリカの話をちょっとしますと、先ほどから さんが、クレジットカードを持つということは社会的信用を得ることだとおっしゃっていました。ということは、与信が十分になされていて、めったやたらにクレジットカードを発行してもらえないわけです。この前、アメリカの友達が言ってましたが、クレジットカードには、通常のカードと、特にステイタスの高い人のためのゴールドカードがあるわけですが、ゴールドカードを発行する基準が日本とアメリカとで全然違うと。日本は見栄をはるから、とにかく何でもかんでもゴールドカードを発行する。ゴールドカードというのは、利用金額にリミットがないわけです。例えばアメックスのゴールドカード1枚でベンツが買えるというくらい、制限がないものもあるわけです。

アメリカではキャッシュレスですから、クレジットカードと、もう一つ個人用の小切手(パーソナル・チェック)で買物をするわけです。ほとんどキャッシュを使いません。個人が全部それぞれ、個人用のパーソナル・チェックというのを持っています。その小切手にはあらかじめ自分の住所・氏名が印刷してあるわけで、その小切手帳でスーパーマーケットで、例えばビールを5本買うとしますと、そうすると1,000 ~ 2,000円、それを小切手で払うわけです。レジのところで金額を自分の小切手に書き込むわけです。何十何ドル何十セントと書き込んで、自分のサインをして、ミシン目から切って渡すわけです。小切手帳には収支計算表がありまして、そこに何月何日どのスーパーマーケットで幾ら支払ったと、必ず書くわけです。小切手を発行すると同時に、自分の出納帳に書き込んでいるわけです。その後、残高が幾らあるか全部わかります。それで、先ほど さんがおっしゃいました、自分の収入に応じて幾ら使ったらいいかという管理、そういう訓練ができていくわけです。

これは、公共料金の支払いもそうです。例えば日本の場合ですと、電気、ガス、水道、電話、テレビの料金は、全部銀行から自動的に引き落とすわけでしょう。そうしますと、自分が今月幾ら電話代を使ったのか、電気代はどのくらいかということがわからないのですが、アメリカでは銀行引き落としというのは一切ありません。公共料金も、全部小切手を郵便で送るわけです。というのは、アメリカ人というのは非常に合理的な考え方をしています、機械は間違えると思っているわけです。コンピューターは計算間違いをすると、コンピューターを信用していないわけです。それと同時に、自分で自分のお金の出し入れを管理することをやっています。自分で自分を管理をするという訓練がなされていて、そ

の辺が日本と違います。どちらが合理的かという、あながちすべてコンピューターで全て処理するというのが合理的とは言えないんじゃないかと思います。

木村　そういう意味では、学校教育もそうでしょうし、家庭もそうでしょうし、社会的に若い時代から自分で物事は決められて、決めたことに対してきちっと責任を取らされる社会。それから、何か一つの欲望が人間はなきゃだめなわけですから、あったときに、それがコントロールされるといいますか、そういう機会を与えられるシステムといえますか、そういうものが全体にできていかなきゃいけないだろうということになるのだろうと思います。

公務員のことについて、どなたかけしからんとある意味ではもっともな御意見が出されました。

私も、そういう点では厳しい批判をいつも受けている立場にあるんですが、今までは、免責というと、全部免責だったんですね。オール・オア・ナッシングで、原則として全部免責しますというのが裁判所の考えだった。特別、ギャンブルとか、だまして金を借りているとか、悪質なことがあれば免責しないこともありますよと。その場合でも、裁判所は迷い迷い、結局は免責している。それが、今度新しく出てきた裁判所の考え方のように、本人の責任が取れる範囲内できちっと取ってもらうというシステムになってきますと、債権者の立場から見ても、その人が今いる職場にいて給料をちゃんともらって、その中からできる範囲内で責任を果たしてくれるのであれば、そのほうがありがたいということになるんですね。そういう中で本人の生活態度に問題があったことは事実ですが、きちっと自分の払える範囲内で払って、払い終わって、その中で人間が変わってくるという面があるわけです。

クレジット社会というのは、多重債務に陥ってしまいますと、どんどん人格が摩耗してくるんですね。それがそのまま免責になったのでは、摩耗したままで終わってしまう。それが、きちっと自分の責任が取れる範囲内で、自分で計画的にそれを返していくということをやりますと、もう一度人間が変わってきて、自分のやったことのひどさということもその中でみつめ直すことになるのですね。私は今まで何百人というケースを同じような事例で扱ってきていますが、きちんと返すだけ返した人は、きちっと社会の中に復帰しています。そういう意味で私は、もしその人がその職場にいられるのであれば、できるだけその人の今ある環境を変えないで、そのかわりその姿のままで責任を取らせていくということのほうがいいのではないかと。特に日本のような年功序列の終身雇用の考え方がまだまだ強い社会の中では、そのほうが社会にとって負担は少ないのではないかと考えています。私は、“破産の姿焼き”と言っているんですけどね。できるだけあるがままの姿でやっ

ていったらいいんじゃないかと思っています。これはもちろん大いに異論もあるところだろうと思います。

時間が迫ってきました。最後に、パネラーの方から一言ずつ感想をいただいて終わりにしたいと思います。

荻原 感想ですが、カード破産によって免責を受けて、その後は何も負担しないということ、すなわち借りたほうはそれで済んでしまうということ、それに批判が向けられるんですが、企業のほうもカード使用を煽るようなやり方をしておいて、払えなくて免責を受けたからといって、それをまた批判するというのは、企業のほうにも責任があります。企業もそういう点の危険を覚悟の上でカードを出しているのですから、免責を受けたことによる企業の不利益については企業もある程度甘んじなければならぬと思えるんです。

木村 企業の社会的責任といいますか、企業の自己責任といいますか、そういう面もありますよね。

荻原 それと、やはりサラ金業界でも、その他の金融機関でも、情報を開示することによりカードの使用を把握することによって、カード破産の件数を減少させたり抑えたりすることが可能ではないかを感じる次第です。

木村 特に、先ほど さんがおっしゃっていた情報センターが四つ分立していて、もちろんブラックリストだけは交換しているんですが、そうじゃないブラックリストまで行かないものについては交換してないものですから、日本の場合には、 さんがおっしゃるとおり、延滞は起こしていないけれども、もうここまでさしせまっちゃっているという、そういう人はたくさんいるわけなので、そういうリストも交換し合わないと多重債務は防げないんじゃないかと思っています。

野口 私はきょうは契約ということを中心に話をしましたので、繰り返しになるかもしれないませんが、日本の社会というのは法律にしたがって行為するというより、義理と人情でやっていこうというところがあります。しかし法的トラブルが起こったら、それは義理人情では解決できない、やはり法律に基づく権利・義務で解決せざるを得ないということになるわけですから、契約のときにしっかり、これは契約なんだ、契約というのはひとたび締結するとその後どうなるのかということを考えて契約をしないといけないのではないかということです。日本で多くの場合には、契約をしておいて、その後何かトラブルが起こったら話し合いで解決しましょうという、これが出てくるわけなんですね。そうすると日本人の契約というのは、契約を締結してからが契約の問題になってくるわけなんですね。つまり、契約は締結したけれどもそんなはずじゃなかったとか、こんなはずじゃなかったとか、いやそこは話し合いで解決しようということになり、当事間で契約内容がどこかへ

いってしまいます。そこでますますトラブルが大きくなってくるわけです。そうじゃなくて、十分に話し合って納得した結果、契約を締結する。そうすると、契約をした段階で契約は終わるわけです。あとは契約に従って履行するだけです。ですから、契約するまでに十分に考えて納得して契約するという意識を常に持っておかなければいけないのではないかと思います。

木村 それはやはり、先ほど野口先生がおっしゃった「個の確立」といいますか、そういうものとも結びついているのではないかと思います。

木村 そういう企業側の努力といえますか、そういうものをひき出すために、さんはI. K. マネジメントという一つの企業人の教育機関を作っておられます。要するにクレジットカードのカード規約がありますね、あれをきちっと読まれた方はあまりいらっしゃらないと思いますが、読んでもわからないんですね。また、ものすごく字が小さいんです。青い字で、紙がピンクだったりすると、どうしようもない。特に私も最近、目が、どうも近いものが見えにくくなってきたせいもありまして、字の小ささというものをますますこのごろ感じているんです。読める契約にしよう、読んでわかる契約にしようということで、消費者と企業との間の結び目である約款、理想的な約款をつくろうというので、

モデル案をつくったりした経験もあります。そういう中で一つ一つ変わっていかねばいけないのだらうと思います。きょうは、企業の問題、消費者の問題、社会教育の問題、学校教育の問題、家庭の問題、歴史的に形成されてきた日本の法意識の問題、アメリカの進んだシステム、それが日本とは全然伝統の違うところにあるのだということも含めて、大変幅広い角度から議論がされたと思います。まだまだ論じなければならないことがたくさん残っていますが、限られた時間の中で、パネラーの先生方には新しい問題提起を含む豊富なお話をいただいたと思います。きょうはどうもありがとうございました。これをもって終わらせていただきます。(拍手)

江藤法学研究所長 重ねて終わりの言葉を述べることになりましたが、本日は、ご参加いただき誠に有り難うございました。本年11月か12月に、第4回を開催する予定であります。区との関係を密にいたしまして、宣伝に努めたいと思いますし、また本日まで参加された方々にはおかれても、口コミなどを通じて宣伝にご協力いただきたいを存じます。

区民のみなさんに開かれた大学として、また開かれたシンポジウムをして今後益々発展させていきたいと考えております。よろしくお願い致します。本日は、誠にありがとうございました。(拍手)

— 以上 —